

## 羽島市まちづくり基本条例の定期見直しについて

### 1 条例の見直し規定

まちづくり基本条例（平成28年施行）

（条例の見直し）

第25条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行います。

- ① 前回の見直し … 令和3年4月1日に条例改正。
- ② 次回の令和8年4月1日に向け、見直しの検証をする。

### 2 検証内容及び検証方法

#### （1）検証内容

次の観点から、条例の見直し（条文の変更や追加等の改正）は必要か検証を行う。

- ① **社会経済情勢の変化に照らして条例の規定に不備が生じていないか。**
- ② **条例の規定と市政運営に乖（かい）離が生じていないか。**

#### （2）検証方法

- ① （1回目）羽島市まちづくり基本条例推進委員会  
市民協働課（事務局）にて、本条例の見直しの要否について検証を実施し、まちづくり基本条例推進委員会委員へ検証結果（資料2）を報告及び協議。⇒協議結果：条例見直し不要。（令和7年2月26日）
- ② パブリックコメント  
まちづくり基本条例推進委員会の結果を受けて、パブリックコメントを実施し、市民の意見を募集。（令和7年6月2日～7月1日）
- ③ （2回目）羽島市まちづくり基本条例推進委員会  
パブリックコメントの結果を受けて、条例の見直し要否について再協議。  
(1)改正ありの場合 12月定例会にて条例改正  
(2)改正なしの場合 市ホームページ等で結果発表